

納税者の利便性向上に全力

京橋税務署 伊藤憲明署長に聞く

いよいよ明日から確定申告



<プロフィール>伊藤 憲明(いとう のりあき)
兵庫県出身。玉川税務署副署長、日本橋税務署特別国税調査官、東京国税局課税第一部訟務官、神奈川税務署副署長、東京国税局総務部営繕監理官、鎌倉税務署長、東京国税局総務部会計課長、東京国税局総務部次長を歴任し、同職に就任。国税庁時代の激務を乗り越えたいま、家族サービスに力を入れ買い物と料理が趣味。

所得税などの確定申告が2月16日から始まる。普段は、多くの納税者が税務署に足を運ぶことはないだろうが、税務署では、納税者の利便性向上のためにさまざまなサービスに取り組んでいる。八重洲などのビジネス街、銀座などの商業街、また佃や月島、晴海などのウォーターフロント住宅地を管轄する京橋税務署も、「納税者第一」に確定申告期間の対応に心を配っている。実際にどういった取り組みを行っているのか、京橋税務署の伊藤憲明署長に詳しい話を聞いた。(本文敬称略)

Q. いよいよ確定申告シーズンが始まりますね。

伊藤 そうですね。所得税と贈与税の申告期限と納付期限は3月15日までとなっています。また、個人事業者の消費税の申告期限と納付期限は3月31日までです。

所得税の確定申告書・決算書・収支内訳書や、消費税、贈与税の確定申告書はご自宅のパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から簡単に作成することが出来ますのでぜひご利用ください。わざわざ税務署まで来ていただかなくても、作成した申告書データをインターネットから送信できますし、従来からの郵送も可

能です。3月に入りますと大変混雑しますので、2月中の申告にご協力ください。

Q. 確定申告のときだけ税務署に足を踏み入れるという人も多いと思いますが、京橋税務署とはどんなところでしょうか。

伊藤 京橋税務署には約280人の署員があり、これは都内で4番目の規模です。中央区のうち古くは京橋区といわれた地域が京橋署の管轄ですが、管内には「早朝の顔・昼の顔・夜の顔」があります。早朝の顔は魚介類および青果の市場として全国最大の築地市場、昼の顔としては京橋・八重洲地区を中心としたビジネス街があり、また夜の顔として銀座地区が挙げ

られます。

先ほど280人の署員がいると申しましたが、そのうち法人担当が150人弱と半分以上を占めます。このことから分かりますように、納税者の方の割合は法人が大部分です。

しかし最近では、隅田川や東京湾に面した佃・月島・晴海といったウォーターフロント地区の再開発が進行し、工場・倉庫街からオフィス・高層住宅街へと変ぼうしています。従来と比べれば個人の納税者の方もかなり増えました。現在も建設中の高層マンションがありますので、まだまだ増えるかと思っています。

Q. 税務署は対応が親切、という評判が最近あ

るようです。

伊藤 昔は「税務署といえば怖いところ」というイメージがあったと思います。命の次に大事なお金を扱う場所ですし、税務調査とか税金の徴収などという、やはり怖いイメージが付きまといま

すからね。ですが、「実際に接すると税務署員は非常に親切・丁寧」という声を多くいただきました。その証拠に、毎年国税庁が実施する満足度調査では、納税者の方々からの評価は非常に高いです。これも「適正公平な課税と徴収の実現」を果たすという使命感を持って、全職員が働いているからこそだと思います。

強いて不評な点を挙げ

すべての受付窓口を一本化

Q. ダイレクト納付とはどのようなシステムですか。

伊藤 ダイレクト納付は、e-Taxを利用し電子申告をした場合に、税務署や金融機関に赴くことなく自宅やオフィスの外部委託費などさまざまな面に多大な費用がかかっています。これがe-Taxを利用すれば、まず紙の使用量が減るため二酸化炭素排出量が削減につながります。また行政コスト削減になりますので、無駄な税金を使わなくて済むようになります。

Q. そういえば税務署の

れば、築45年以上経ったこの古い庁舎でしようか(笑)。

京橋税務署では、納税者の方の利便性向上のために、この確定申告期間中もさまざまなことに取り組みんでいます。

Q. たとえばどのようなことでしょうか。

伊藤 最も力を入れているのが、e-Tax(国



税電子申告・納税システム)の普及促進です。ITの活用や高度情報化社

会への対応は、政府にとっても大きな課題です。京橋税務署としても最重要課題と認識して職員一丸となって取り組んでいます。

e-Taxとは、インターネットを利用して自宅やオフィスなどから国税に関する申告、申請や届け出、また納税などの手続きができるシステムです。申告用紙の取得や提出、納税などのためにわざわざ税務署や金融機関に赴く必要がなくなり、さらにe-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用することで、データ作成から申告書の提出までの一連の作業を電子的に行えるようになります。さらにe-Taxを利用すると、昨年9月からサービスを開始したダイレクト納付も利用

受け付け体制が変わった

伊藤 昨年7月からは全国の税務署で窓口の一元化が図られ、ワンストップサービスが開始されました。これまでは、法人税の申告に来たついでに個人所得税の申請用紙が欲しいといったときには、その都度違う受け付けへ足を運ぶ必要がありました。したが、一元化により新設された1階の総合受付窓口(管理運営部門)で主な手続きをまとめて

できるようなりました。この変更については、納税者の方にはご好評をいただいています。また税務署としても事務効率

(2面へつづく)

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



社団法人

京橋法人会

〒104-0045 東京都中央区築地3-7-1
築地吉本ビル5階
TEL: 03-3545-0381 FAX: 03-3545-0090
URL: http://www.kyobashi.or.jp
E-mail: hojinkai@kyobashi.or.jp



社団法人

京橋青色申告会

〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階
TEL: 03-3551-1589 FAX: 03-3555-3675

【表】自動車重量税の
税率の概要(案)

車種			車検 期間		本則 税率	現行税率(～30.4.30)		改正案	
						自家用	営業用	自家用	営業用
検査自動車	乗用自動車		3年	車両重量 0.5t ごと	7500	18900	—	15000	—
			2年	〃	5000	12600	—	10000	—
			1年	〃	2500	6300	2800	5000	2700
	バス		1年	車両重量 1t ごと	2500	6300	2800	5000	2700
			2年	〃	5000	12600	5600	10000	5400
			1年	〃	2500	6300	2800	5000	2700
	トラック	車両総重量 2.5t 超	2年	〃	5000	8800	5600	7600	5400
			1年	〃	2500	4400	2800	3800	2700
		特種車	車両総重量 2.5t 以下	2年	〃	5000	12600	5600	10000
	1年			〃	2500	6300	2800	5000	2700
	小型二輪			3年	定額	4500	7500	5100	6600
		2年		〃	3000	5000	3400	4400	3200
		1年		〃	1500	2500	1700	2200	1600
	検査対象軽自動車		3年	〃	7500	13200	—	11400	—
			2年	〃	5000	8800	5600	7600	5400
1年			〃	2500	4400	2800	3800	2700	
届出軽 自動車	検査対象外 軽自動車	二輪車	—	〃	4000	6300	4500	5500	4300
		その他	—	〃	7500	13200	8400	11300	8100

先ごろ閣議決定された平成22年度税制改正大綱において、自動車重量税の暫定税率引き下げが打ち出された。減税となれば喜ばしいところだが、当初うたった暫定税率の「撒廃」に比べれば、その内容は小粒。一方、エコカー減税が内容に若干の変化を加えつつ2年間延長された。来年に降に暫定税率が廃止される可能性も考えれば、いつ買えば一番得なのか非常に悩ましいところだ。

自動車いま買ったほうがお得？

暫定税率廃止の 動きに要注意

このカラクリの裏にあるのは、同じく改正される「自動車重量税の暫定税率引き下げ」の存在だ。率」の存在だ。来年の税制改正によって、今度こそ撤廃になる可能性もあるからだ。

普通車の自動車重量税の本則税率は年間2500円だが、これまで暫定税率として0.5トン当たり年間3800円が上乘せされていた。それが同22年度から上乘せ分が2500円に引き下げられるのだ。これにより、エコカーを購入した場合、50%減税対象車は0.5トンにつき650円、75%減税対象車は0.5トンにつき325円税金が安くなる。引き下げ開始時期については明言されておらず、改正の行方を見守る必要がある。

しかし、もし暫定税率撤廃となれば、引き換えてエコカー減税が廃止されるという事態もあり得る。単純に暫定税率、エコカー減税ともに廃止になった場合、暫定税率分よりもエコカー減税分の額のほうが大きいため、エコカーを買いたいと考えている人にとっては損だ。

さらに、暫定税率撤廃となった際には入れ替わりで環境税が課される可能性が高く、税率次第では暫定税率と同水準となることも考えられる。

となると、エコカー減

この暫定税率引き下げは、バスやトラック、また軽自動車なども対象だ（それぞれの税率は表）。

ただし、中古車を買う際には18年超経過する「経年車」に要注意。この税率は現行の6300円が維持される。

税対象車を購入希望の場合は、減税措置が維持されているうちに買うのが安全策だといえる。

もうひとつ忘れてはならないのが「エコカー補助金」だ。当初同22年3月末までとなっていたが、同年9月末まで延長

一方、自動車取得税は現行の税率が維持された。これら税率については、大綱を発表するギリギリまでもめた末に延長が決定。政府税制調査会では「廃止」でまとまっていたが、最終的に「税率維持」を訴えた小沢一郎幹事長案を鳩山首相がのんだかたちになった。

自動車買い替えを検討している人にとって悩ましいのが、この「暫定税

されることが決定。だが、それ以降どうなるかについては、現時点ではまだ分かっていない。

エコカー対象車種の購入を検討しているならば、補助金のことも勘案し、同年4月以降から9月末の間に購入するのが一番お得といえるかもしれない。検討しているのが非対象車ならば、来年以降を待つのが安全といえそうだ。

住宅資金贈与

単身赴任のNG例

昨年^①の追加経済対策で
 登場した「直系尊属から
 の住宅取得資金贈与の特
 限られ、親族を住ませる
 ための住宅用家屋は対象
 外だ。

であるため、たまたま東京の大学に在学していた子と東京で生活をし、配

例」(租税特別措置法70条の2)。同特例について国税庁はすでに、法令では、受贈者がやむを得ない事情で配偶者ら「生計を一にする親族」

偶者やほかの子を高松に残しているような場合も「含む」など、より具体的な例を示している。

直系尊属の範囲の明確化などを行ったが、同庁はこのほど、その一部改正の「あらまし」を発表し、職員用にあらためて説明を加えている。

と生活を共にできない場合も、①生計を一にする親族が住んでいる②やむを得ない事情が解消した場合には受贈者が共に居住することとなる――の

また、「赴任先で妻子と日常の生活を共にし、前住所地に両親や兄弟等を残しているようなときにおいて、これらの者が居住するために新築また

同特例は、住宅の新築や増改築を目的とした直系尊属からの資金贈与に限り、500万円まで贈与税を非課税とするもの。対象となる住宅用家は受贈者の生活拠点に2要件をクリアしていればその居住用家屋は特例の対象とするとした。

「あらまし」はさらに、適用の典型例として、「単身赴任のサラリーマン」を明示。「赴任先が東京

は取得をする居住用家屋」は、非課税の対象として「取り扱う趣旨ではない」とバッサリ。

㊦ 甘えが出がちな親子関係だけに、非課税の境界線には注意が必要だ。

「あらまし」で明示

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長
大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めております。

**全法連は、約 100 万社の会員企業
41 都道県に 442 の会を擁する団体です。**

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合



TAX・経営プチ解説

社員に制服を支給

私服利用可なら？

華やかなユニフォームから事務服、作業着など、世の中には業種・職種によってさまざまな制服がある。制服には広告効果があるほか、「あこがれの制服」ともなれば従業員のモチベーションアップにもつながる。

従業員に制服を支給または貸与する場合、給与所得として源泉徴収する必要はない。従業員が制服の支給で得る経済的利益は一種の反射的利益で、給与所得者に特別な利益を与えるものではない。また、給与所得者の役務提供に対する対価という性格も極めて希薄だからだ。

ただし、気を付けたいのが、いくら会社が「制服」としても、税務上も制服と認められるかどうかは実態によるということ。実は、ここでいう非課税となる制服には一定の決まりがある。



その事務服、作業服などの貸与や支給が非課税とされるためには、①専ら勤務する場所において通常の職務を行ううえて着用するもので、私用には着用しないあるいは着用できないものであること②事務服等の支給または貸与が、その職場に属する者の全員または一定の仕事に従事する者の全員を対象として行われるものであること——が必要だ。

②についてさらに厳格に言えば、着用する者がそれによって、一見して特定の職員または特定雇用主の従業員であることが判別できるものであることが条件となる。

会社から「制服」として支給され、職務の遂行に当たり現に着用されているものであっても、こ

れらの要件を満たさないものは非課税とされる制服には当たらない。

たとえば、私服にもなり得る一般的なスーツを支給した場合には、源泉徴収の必要があるというわけだ。

相続で得た株式

取得費算出に注意

街の書店でも、確定申告関連コーナーが目立つようになってきた。平成21年分の所得税の確定申告がいよいよ2月16日にスタートする。

ところで、不況のさなかにあっても、昨年株取引でもうけた人は多いだろう。サラリーマンで、普段は会社の年末調整で済んでいる人でも、年間を通して株売買のもうけが20万円以上あるなら確定申告が必要だ。

申告では、各自「株式等に係る譲渡所得の金額」を出す必要がある。これは原則として「総収入金額(譲渡価額)－必要経費」で求める。必要経費とは取得価額、譲渡費用、負債利子の合計のことを

消費税の免税事業者

合併新設法人はダメ

景気低迷が続く昨今、中小企業経営者の多くが資金繰りに困窮している。とくに設立当初は、得意先も少なく、資金も潤沢ではないので、ギリギリの経営状態に陥ることもしばしば。

こうした、厳しい経営状態にある中小企業の納税負担を軽減するため、消費税においては「事業者免税点制度」が設けられている。これは、基準期間、つまり前々事業年度の課税売上高が1千万円以下であれば、消費税の納税が免除されるというもの。新設法人の場合、前々年度の課税売上高が存在しないため、設立1期目および2期目は原則として免税事業者となる。

ところが、新設法人でも免税事業者となれない

いうが、株式の取得の仕方によって意外とややこしくなるのが取得価額だ。

通常、株式の取得価額は①取引報告書②取引金融商品取引業者などの顧客勘定元帳③本人の控え(日記帳や預金通帳)——により確認した金額になる。

株式が相続で取得したものなら、取得価額は被相続人が株式を取得したときの取得価額を引き継ぐのが原則。しかし相続による取得では、被相続人が株式の名義変更をしていなかった、ということも多い。加えて取得価額が分かる資料もなく、被相続人がいつ取得したのか把握するのも難しければ判断のしようがない。

そこでこのケースでは、「相続人が名義書換をした日」を取得時期としてその株式の取得価額を算定して差し支えない。

また、従業員持株会から株式を引き出して取得したという場合は、その株式を従業員持株会が取得したときの価額が取得価額。しかし従業員持株会の資料では取得価額や取得時期が不明という場合、従業員持株会から引き出したときの名義書換日を取得時期として、株式の取得価額の算定してもOKだ。

ケースがある。それは、合併により新設された法人で、合併前の法人各社が前々事業年度における課税売上高1千万円を超えていた場合。

また、会社分割などにより新たに設立された法人(新設分割子法人)の場合も、分割前親法人の前々事業年度における課税売上高が1千万円以上であれば、免税事業者となることはできない。

一方で、個人事業者が法人成りした場合、個人事業者だった当時に売上高が1千万円を超えていても、免税事業者となることができる。

ところで、免税事業者である新設法人が多額の設備投資を行った場合や、輸出業者のように売り上げにかかる消費税額よりも仕入れにかかる消費税額が多かった場合など、消費税の還付が生じる場合には、課税事業者を選択することで、その還付を受けることが可能。その場合、課税事業者となろうとする課税期間の開始日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出することが必要だ。

藤間公認会計士税理士事務所

(株)船井財産コンサルティング東京銀座

(株)日本財務コンサルティング

(株)日本医療コンサルティング

相続手続支援センター東京中央

(株)日本相続コンサルティング

(株)日本人事コンサルティング

(株)日本同族経営研究所

TOMA M&Aセンター

中央区の無料相談は「明るく・元気・前向き」な専門家集団にお任せ下さい!

公認会計士7名・税理士24名・国税局OB4名・社会保険労務士6名・経営コンサルタント10名・医療経営コンサルタント10名ほか総勢140名!

経営・税務会計・財務・人事から、資産有効活用など、各分野のプロフェッショナルが集結する、総合コンサルティングファームです。

★情報満載ホームページ
http://www.toma.co.jp
メルマガも配信中!!〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-4-21
TEL 03-5201-6555 FAX 03-5201-6789
E-mail: toma@toma.co.jp

税理士唐川満事務所

税理士 唐川 満

税理士 木下 信宏

税理士 福本 道雄

〒104-0045 東京都中央区築地6-23-11

TEL: 03-3543-7934 FAX: 03-3545-0088

東京商工会議所にご入会ください

～～法律に定められた経済団体として23区に約8万の会員が加入しています～～

110の経営支援メニューがビジネス拡大を応援します



■新規取引先の開拓や販路拡大

■資金繰りをはじめとする経営支援…その他、経営のお悩み事をご相談ください

まずはお問い合わせください

東京商工会議所中央支部 (TEL 03-3538-1811)

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

T&D



企業が つづく

チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

D&D 大同生命

東京支社/東京都中央区日本橋2-7-4
TEL 03-3241-4343

納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外
中央区エリア版 京橋税務署編
平成22年2月15日発行
©エヌビー通信社

『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 中央区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、中央区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している**無料紙**です。発行に際しては京橋税務署に取材面でご協力いただきました。また、京橋法人会、京橋青色申告会、京橋納税貯蓄組合連合会、東京税理士会京橋支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着した活動を展開する経済団体、保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

＜お知らせ＞

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共)36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

驚くべき情報収集力

机上調査とは、実地調査に先立って行われるもので、限られた人員で効率的な実地調査を行うための情報収集と云ったところだ。机上調査では、入念な「机上調査」の存在がある。

机上調査とは、実地調査に先立って行われるもので、限られた人員で効率的な実地調査を行うための情報収集と云ったところだ。机上調査では、入念な「机上調査」の存在がある。



▲申告書のウソも税務署はお見通し

厳しさを増す相続税調査

法人税調査と異なり、相続税調査はそれほど多く実施されているわけではない。そのため、納税者にとってみれば、相続税調査は、謎のベールに包まれた存在だ。それにも増して近年、厳しさを増しているとの指摘もあり、調査手法や段取り、調査先の選定方法などにはやはり気になるところだ。最近の相続税調査の現場に迫った。

実地調査が始まると、預金通帳や株券、印鑑などの保管場所を尋ね、現物を確認する。また、タンスや金庫、机の引き出しなどはその場で開けてもらい、中にあるものをすべて確認。それこそ、メモ帳のたぐいまで残らず確認する。というのも、被相続人が財産に関する自筆のメモ書きを残しているケースが意外に多い

は、被相続人や相続人の所得税の確定申告書、会社経営者なら法人税の確定申告書、財産債務明細書、各種法定調書、金融機関に照会した取引記録などといった資料が入念に検討され、実地調査に入る必要性を厳しくチェックすると同時に、実地調査での確認事項を整理する。元調査官によると、「相続税調査では、机上調査に最も時間をかける」のだという。つまり、実地調査が行われた段階で「すでに裏は取られている」とみている。遺族が実地調査の段階でなおも事実を隠そうものなら、さらに執拗な追及を受けることになる。

机上調査が終わると、次はいよいよ実地調査。実地調査が行われる場合、基本的には事前に電話連絡が入る。また、調査されるのは、ほとんどの場合が、被相続人の自宅である。

調査官は、被相続人の生前の収入や資産状況から、相続税の申告が必要と想定されたにもかかわらず無申告だったことから、被相続人の自宅を実地調査したところ、自宅の金庫から被相続人自筆の財産管理用と思われるメモが発見された。調査官は、このメモの内容と、A氏が提出した申告書の内容に非違があったため追及したところ、被相続人が経営していた店舗の倉庫に、数億円の現金の入ったダンボールが保管されていることを把握。さらに、複数の金融機関に多額の預貯金、有価証券の預け入れがあったことも分かり、最終的に7億3500万円の申告漏れ財産が把握された。その結果、重加算税3100万円を含む2億7200万円の追徴課税となった。

調査官は、自宅内のあらゆる情報から、申告漏れ財産の現物把握に結び付くものはないか、常に目を光らせている。香典帳や芳名帳、年賀状、アドレス帳、日記帳などともちろんのこと、トイレを借りる際に室内や廊下をさりげなく確認し、金融機関名の入ったカレンダーなどがなかったところまでチェックする。こうしたものから、申告書に記載のない銀行や証券会

というのだ。

実際、同20事務年度の実地調査でも、被相続人の自宅の金庫から、財産管理メモが見つかった。

相続人A氏は、被相続人の

被相続人のメモから数億円を発見も

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

税理士を依頼するなら、地域の我々に！

東京税理士会 京橋支部

下記の日程で無料相談を実施します。どうぞお気軽にご相談ください。

◆「税理士記念日 税の無料相談」

日時：2月23日 10:00～16:00

場所：銀座駅地下コンコース・松坂屋デパート

◆「平成21年分所得税確定申告の無料相談」

日時：3月3日～15日(土・日を除く) 9:30～16:00

場所：月島区民館(中央区月島2-8-11)

【支部事務局】〒104-0041 東京都中央区新富2-5-10 新富ビル

TEL: 03-3553-1788 FAX: 03-3551-0978

URL: <http://www.kyobashi-tax.jp/>

E-mail: kyobashi@sepia.ocn.ne.jp

京橋納税貯蓄組合連合会

〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階

TEL: 03-3551-1589 FAX: 03-3555-3675